

島根県老人福祉施設協議会テレビ会議費取扱要領

(目的)

第1条 本会が実施するテレビ会議に会員が出席するときは、この取扱要領に定めるところによりテレビ会議における経費として、テレビ会議費を支給する。

(適用範囲)

第2条 この取扱要領は、本会が主催するテレビ会議に出席する会員に対して適用する。

(支給額)

第3条 テレビ会議費は、以下の区分に基づき支給する。

区 分 (会議出席時間)	金 額 (単位：円)
1 時間	500 円
2 時間	1,000 円
3 時間	1,500 円

(注1)1日のうち複数回の会議に出席した場合の会議出席時間は、その通算時間とする。

(注2)3時間を超える場合は、1時間につき500円を加算する。

(注3)30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

附 則

1 この取扱要領は令和8年6月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。